

京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
京都市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「第4条各号」を「第4条第1号イ又はロ」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)